

埼玉県放課後児童クラブ等に係る新型コロナウイルス感染対策事業費  
補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第59条第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号に規定する各事業について、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、発生する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の安全かつ着実な推進を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）の別紙に定める利用者支援事業

(2) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

(3) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第18号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第17号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(5) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）の別紙に定める延長保育事業

(6) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第14号）の別紙に定める子育て短期支援事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第32号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(8) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第3

3号)の別紙に定める養育支援訪問事業

(9) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号)の別紙に定める一時預かり事業

(10) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号)の別紙に定める病児保育事業

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別紙1の1～2の各事業について、基準額の合計額と対象経費の支出予定額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額に補助率3分の1を乗じて得た額の範囲内で知事が定めた額とする。

(補助金の支払)

第4条 この補助金は、概算払いをすることができるものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、平成27年12月4日付内閣府告示第424号で定めている処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 市町村が(1)から(7)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) (5)により付した条件に基づき、知事が財産の処分を承認する場合には、あらか

じめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(10) 市町村が事業者に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

イ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、平成27年12月4日付け内閣府告示第424号で定めている処分制限期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

エ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

カ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ク 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(11) (10) により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(13) 事業者が(10)より付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定までの標準的期間)

第8条 県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業完了後（第5条（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）速やかに提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、様式第4号により行うものとする。

(書類の整備)

第13条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。  
2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 特別の事情により第3条、第6条、第7条及び第11条に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。  
2 本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

附則

(施行期日等)

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表 放課後児童クラブ等に係る新型コロナウイルス感染対策事業費補助金交付額算定基準

基準額	対象経費及び補助率
<p>1 放課後児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業</p> <p>(1) 緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等</p> <p>ア 利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 300,000円</p> <p>イ 延長保育事業</p> <p style="text-align: right;">定員19人以下 150,000円 定員20人以上59人以下 200,000円 定員60人以上 250,000円</p> <p>ウ 放課後児童健全育成事業</p> <p style="text-align: right;">定員19人以下 300,000円 定員20人以上59人以下 400,000円 定員60人以上 500,000円</p> <p>※放課後児童健全育成事業は1支援単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て円援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※延長保育事業の「定員」は事業を実施する保育所等の定員</p> <p>※事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費に限る。</p> <p>ア 緊急時の職員確保に係る経費 職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用</p> <p>イ 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用 ・消毒掃除費用等</p> <p>※感染症対策計画の策定や職員の体調管理等、感染拡大防止に努めること。</p> <p>(2) 感染症対策のための改修 1,000,000円</p> <p>※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や整備等に限る。</p>	<p>新型コロナ ウイルス感 染症にかか る事業継続 支援事業の 実施に必要な経費（飲 食物費を除 く。） 1 / 3</p>
<p>2 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業（令和4年度第2次補正予算分） （利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援事業）</p> <p>(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>(2) 研修のオンライン化</p>	<p>ICT化推進 事業（令和 4年度第2 次補正予算 分）の実施 に必要な経</p>

<p style="text-align: right;">(1)、(2)の合計 500,000円</p> <p>※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※連絡帳の電子化やオンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p>	費 1 / 3
<p>(3) 通訳や翻訳のための機器の購入 <span style="float: right;">150,000円</span></p> <p>※放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。</p>	